

# 岐阜県聴覚障害者情報センターだより 第64号

9月



2023.9月発行

〒500-8384 岐阜県岐阜市荻田南5-14-53  
県民ふれあい会館1棟6階  
FAX:058-275-6066 TEL:058-213-6786

ホームページ  
メールアドレス  
指定管理者

<https://gifudeafcenter.jp/>  
[gifudeafcenter@waltz.ocn.ne.jp](mailto:gifudeafcenter@waltz.ocn.ne.jp)  
一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会

## ふれあいWeek ご来所ありがとうございました！

8月2日（水）～7日（月） 延べ200名の方に来ていただきました。

各種講座はもちろん、本年度より始めたクイズラリーも大好評でした。より多くの方に知っていただくため、手話缶バッジを初めて製作し、クイズラリーに参加していただいた方にプレゼントしました。また、8月3日（木）・4日（金）は、ふれあいサマーフェスティバル2023に参加して、ふれあい会館2階フロアで初級手話教室・クイズを行いました。そこでも参加していただいた方には缶バッジをプレゼントしました。手話に興味を持って、親子で参加してくださる方が多く、きこえないことについて知っていただくよい機会となりました。



情報センターオリジナル  
缶バッジが大好評!!  
今後の配布は未定です



8月2日（水）初級手話教室



8月6日（日）特別講演②



8月3日（木）  
きこえない・きこえにくい方向け  
初級手話教室

特別講演は両日とも2時間の講演でしたが、  
みなさん集中して講師の話をきいていました。



8月4日（金）手話のとまり木



要約筆記できこえない・きこえにくい人へ  
伝えることができるんだ！勉強になる～



8月5日（土）要約筆記体験



8月5日（土）特別講演①



クイズラリーに挑戦中！  
センター内のどこかに  
クイズの答えが！？

ふれあいサマーフェスティバル2023にて  
手話教室を開きました。きこえないことについて、  
手話について理解が広がるといいな



福祉機器体験を通して気づくことも！！



8月6日（日）小・中学生向け初級手話教室  
約10組の親子にご参加いただき、  
楽しく手話を学べたと好評でした！

# 令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。障害者差別解消法は障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指すものです。「合理的配慮の提供」とは何でしょう。内閣府が発行しているリーフレットには以下のように説明されています。

改正後		
	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒義務

（引用：リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」）

『日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合があります。このような場合には、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。

● 具体的には、

- ① 行政機関等と事業者が、
  - ② その事務・事業を行うに当たり、
  - ③ 個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に
  - ④ その実施に伴う負担が過重でないときに
  - ⑤ 社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること
- とされています。』（一部抜粋）

では、聴覚障がい者に焦点を当て、合理的配慮の不提供に関する具体例を挙げてみます。

〈具体例1〉企業に採用され入社した後「職場の上司との面談に手話通訳/要約筆記をつけてください」と言ったら、「前例がない」「予算がない」「外部に、企業秘密が漏れたら困る」と断られた。

合理的配慮の不提供にあたりと考えます。考え方の1つの方法として上記①～⑤に当てはめて考えてみます。企業が①、業務に付随する上司との面談を行うにあたり②、障がい当事者から手話通訳/要約筆記をつけてほしいと申し出があった③という状況です。「予算がない」ことは④の財務状況における負担の過重に該当する場合がありますが、予算の範囲内で必要かつ合理的な別の方法を提案・模索する⑤などの対応が必要です。合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があり、「前例がない」ことは断る理由になりません。前提として建設的対話をし双方ともに対応案を検討していくことが求められます。

〈具体例2〉買い物中に商品のことを聞こうと店員に話しかけたところ面倒くさそうな顔をされた。マスクで口元が見えず何を話しているか分からなかった。聴覚障がいがあること・マスクを外してほしいことを伝えたが対応してもらえず、ぼそぼそと何か話している様子で態度も変わらなかった。

合理的配慮の不提供にあたりと考えます。具体例1と同様に①～⑤に当てはめて考えます。事業者が①、商品に関する問い合わせ業務にあたり②、障がい当事者からマスクを外してほしいと申し出があった③という状況です。マスクを外す行為は「負担が過重」④とみなされるのでしょうか。一般的に、マスクの着用は個人の判断によります（病院・公共交通機関利用時には着用することが推奨されています）。コンビニ業務の目的や機能への影響も少なく、実現可能性・費用や負担の観点から見てもマスクを外す行為は「過重な負担」とは言えないのではないのでしょうか。たとえ、社内ルールでマスク着用が定められており、絶対に破ることができない状況であったとしても、代替案を提供したり出来ない旨を丁寧に伝え、どうしたらよいのか建設的な対話をすることが重要です。また、障がい当事者も、マスクを外せないなら書いてほしいなどと、具体的な代替案を出すなどお互いの持っている情報や意見を伝え合い、目的に応じて代替りの手段を見つけていく必要があります。

「合理的配慮」について、もっと理解を深めたい方へ

○内閣府が分かりやすくイラスト付きでまとめたリーフレットをホームページに掲載しています。

また、合理的配慮の具体例なども確認することができます。（『内閣府 合理的配慮 リーフレット』で検索）

○全日本ろうあ連盟からも、聴覚障がい者に特化した合理的配慮に関する書籍も出版されています。

岐阜県聴覚障害者協会でも取り扱っておりますのでご購入を希望される方は来所するか、電話・FAXにてお問い合わせください。

・『よくわかる！聴覚障害者への合理的配慮とは？』

（2016年6月1日発行 定価800円＋税）

・『手話でGO！GO！合理的配慮～障害差別解消法でやるべきことを考える～』

（2019年6月10日発行 定価900円＋税）



# 手話等普及啓発のためのアウトリーチ事業

聴覚障がい者の基礎知識（聴覚障がい者とは？コミュニケーションの方法は？など）について学ぶ講座です。今回は1件の講座を紹介します。

## 7月28日（金）羽島市社会福祉協議会「夏休み福祉体験会」

羽島市社会福祉協議会が開催した「夏休み福祉体験会（手話・点字）」において、聴覚障がいに関する講座をアウトリーチ事業として担当しました。体験会には、小学4年生から高校3年生までの10名が参加し、呼びかけ方、伝え方の工夫等の実践的な知識や簡単な手話を実技も交えて楽しみながら学びました。参加者の皆さんは、講師の手話に目を凝らし全身で受け止めて、一生懸命に手話を模倣したり自分の名前を指文字で表したりしていました。事後のアンケートでは、「聴覚障がいのある人の生活の工夫を知ることができた。」「今日学んだ手話で、聴覚障がいのある人と話がしたい。」などの感想が寄せられました。



講座の様子は、広報紙「社協はしま」236号で紹介され、羽島市の皆さんにアウトリーチ事業について知っていただける機会の一つとなりました。

アウトリーチ講座（出前講座）は、聴覚障がいの基礎知識を当事者から直接学べる内容です。**無料**で利用できます。職場や学校などへ講師が出向き、手話やきこえないこと、体験談などをお話します。

詳細については、当センターにお問い合わせいただくか、右のQRコードからホームページにアクセスしてご確認ください。



アウトリーチの詳細はこちらから

## 110番アプリ・NET119・NET118 ご存じですか？

いざという時の緊急通報（110・119・118）について、聴覚障がい者は電話が出来ないから無理だと思いませんか？聴覚障がい者でも緊急通報できるアプリがあります。今回は3つのアプリを紹介します。

アプリ名	110番アプリ 	NET119 	NET118 
通報先	警察署	消防署	海上保安庁
内容例	事故・事件など ・強盗、ドロボウなどの被害 ・ひき逃げ事故など ・不審者を見かけた	【消防】 ・火事を発見した。 【救急】 ・倒れている人がいる ・怪我している人がいる	海に関する事故・事件など ・海難、人身事故 ・油の排出等を発見 ・不審船、漂流物等を発見
登録方法	アプリをダウンロード AppStoreまたはGooglePlayで「110番アプリ」を検索	事前登録制です。 最寄りの消防本部へお問い合わせください。 ※消防本部毎で登録方法やシステムが異なります。	事前登録制です。 「entry@net118.jp」宛てに空メールを送信 返信されたメールの案内に従い登録

※それぞれのアプリについて知りたいという方は、情報センターにお問い合わせください。

登録方法などを簡単にですが、ご説明します。

※アイコンは、お使いの機種により異なる場合があります。ご了承ください。

# 生活講座など

6月～7月に実施した生活講座の様子をいくつか紹介します。現在、10月～12月の生活講座の参加者を募集中です。詳細は、ホームページでご覧いただくか、情報センターまでお問い合わせください。

## ☆6月18日（日）初級手話教室

参加者20名超え！！半数が小学生のため、2つのグループに分けて手話を学びました。どちらのグループも楽しかった、また学びたいとのありがたい声を頂きました。



## ☆6月24日（土）生活実践講座～日本語基礎講座～

15名ほどに参加していただき、日本語の基礎について学びました。きこえない人・きこえる人に関わらず、基本を学びなおすことができ、勉強になったと言っていました。

## ☆7月22日（土）小・中学生向け初級手話教室

小学生・中学生を対象にした初級手話教室を初めて開催！！5組の親子に参加していただきました。学校や家庭で使える会話を中心に、手話を学びました。次回は冬休み期間中の開催を予定しています。詳しいお知らせはHPまたは公式LINEにて、お楽しみに！

# 新作DVDのお知らせ



ビデオライブラリーに新しいDVDが入りました。借りたい方は、情報センターまでお問い合わせください。

原則として、聴覚障がいのある方が貸出対象ですが、一部のDVDはきこえる方も貸出が出来ます。

当センターが作成し、YouTubeで公開しているミニ手話講座と読み取りチャレンジ動画をDVDにまとめました！きこえる方も借りられます。サークルの学習材料などに是非ご活用ください。



アニメもいくつか入荷しました。ここで紹介しているDVDはほんの一部です。他にどんなDVDがあるのか、HPのビデオライブラリーからご確認ください。ジャンルごと（アニメ・ドラマなど）に借りられるDVDをまとめてあります。



LINE



Facebook



ブログ

左のQRコードを利用すると、情報センターのLINE、Facebook、ブログに簡単にアクセス出来ます。

